

## 第4章 新たな周波数割当て方法の検討

---

# 4-1 チャンネルプランによる割当の仕組みと認定計画制度に準じた割当の仕組みの比較

制度の概要		チャンネルプランによる割当の仕組み	認定計画制度に準じた割当の仕組み	留意点
目的	役割分担	<p>国</p> <p>① 放送普及基本計画を達成するよう、放送用周波数使用計画を策定。</p> <p>ー チャンネルプランで、親局及び主な中継局の割当周波数、設置場所、電力等を決定。</p> <p>③ 親局の免許申請を競願処理。親局の免許人が中継局の免許人となる。</p>	<p>国</p> <p>① 一定区域の移動系電気通信業務の確保のため、開設指針を策定。</p> <p>ー 開設指針には、割当可能周波数、事業者の数、対象技術、無線局の開設時期、電波の能率的な利用を確保するための技術等、認定の要件や比較審査基準を規定。</p> <p>③ 競願が生じた場合は比較審査を実施。計画の認定を受けた者が、それに係る周波数を用いる無線局の免許人になれる。</p>	<p>留意点</p> <p>○ 「周波数の予約」という意味では、現行制度(チャンネルプランによる割当)で十分。</p>
	事業者	<p>事業者</p> <p>② チャンネルプランによる親局の無線局の免許を申請。</p>	<p>事業者</p> <p>② 開設指針に沿って、希望する周波数帯、基地局の総数・設置場所・通信方式・開設時期等を記載した計画の認定を申請。</p>	
周波数の効率的な利用	<p>○ 次の事項の決定は国が行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放送対象地域(=同一の放送番組の放送を同時に受信できる地域)は国が決定する</li> <li>チャンネルの幅</li> <li>無線局の設置場所、空中線電力</li> </ul>	<p>○ 次のすべて(又は一部)は事業者が申請。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>周波数帯の使用を許容された地域でのチャンネルの使用方法(⇒同一の放送番組の放送を同時に受信できる地域は事業者が決定できる。)</li> <li>チャンネルの幅、チャンネルの数</li> <li>無線局の設置場所、局数、空中線電力、ネットワークの構成</li> </ul>	<p>○ 認定計画制度は、チャンネルの使用方法(放送対象地域)、チャンネルの幅等について、民間事業者の創意工夫を反映可能。</p>	
カバーエリアの確保	<p>○ 国が最低限のカバーエリアを設定(チャンネル設定、無線局ごとのチャンネル、設置場所、電力等の決定で確保。それ以上は事業者の努力。)</p>	<p>○ 事業者がカバーエリアの目標値を設定。(国が認定の要件として最低基準を予め設定することで確保可能。)</p>	<p>○ いずれの方法でも事前に定めたカバーエリアは確保可能。</p>	
その他		<p>○ 当該地域でその事業者が使用可能な周波数帯域幅が確定していないと活用できない。</p>	<p>● 認定計画制度では、地域によって再利用可能な周波数があったとしても、国は他の事業者に対し、新たに割り当てることができない。</p> <p>○ 認定計画制度では、認定後の個々の基地局の免許審査の際に比較審査を行う必要がなく、手続の簡素化が図れる。</p>	

# 4-2 新たな放送事業者の選定までのプロセス

## 周波数割当計画の策定

電波監理審議会諮問・答申  
パブリックコメント募集

## 無線設備の技術基準(無線設備規則・標準方式)の策定

情報通信審議会諮問・答申  
パブリックコメント募集

## 放送普及基本計画・放送用周波数使用計画の策定

電波監理審議会諮問・答申  
パブリックコメント募集

## 免許方針の策定

パブリックコメント募集

## 免許方針(申請受付期間を含む)の公示

## 免許申請の受付

申請期間: 1か月超

## 要件審査/比較審査

電波監理審議会諮問・答申

## 予備免許/落成検査後に本免許

⇒ 放送普及基本計画に定める放送系の数の目標の達成に資することとなるように、混信の防止  
その他電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な事項を勘案して定めるもの。

- 放送対象地域における放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的な  
事項、放送系の数の目標(チャンネル数)・割当周波数を指定(放送普及基本計画)
- 放送対象地域、送信場所、親局・中継局に応じた周波数及び空中線電力を指定  
(放送用周波数使用計画)

(地上デジタルテレビジョン放送の例)

- 1日の放送時間中3分の2以上の時間でアナログ放送とのサイマル放送を実施
- 1週間の放送時間中50%以上の時間でHD放送を実施
- アナログ終了時点までのできるだけ早い段階で、アナログの放送区域と同等の放送  
が可能となるよう中継局の建設計画を有すること
- 視聴覚障害者等への配慮
- 一般放送事業者による開設についてはマスメディア集中排除原則の適用除外 等

### 【要件審査項目】

- 工事設計が技術基準に適合すること
  - 放送用周波数使用計画に基づき、周波数の割当が可能
  - 業務を維持するに足る財政的基礎
  - 放送局に係る表現の自由享有基準(マスメディア集中排除原則)に合致すること
  - 放送局の開設の根本的基準に合致すること
- ① 確実に事業計画を実施することが可能
  - ② 放送番組の編集及び放送が番組準則、番組調和原則、教育番組の教育課程基準準拠、視聴覚  
障害者のための放送番組等に適合
  - ③ 番組審議機関の設置、災害放送の実施等
  - ④ 送信機の機能・設置場所等が放送地域での受信に必要な電界強度を生ずること
  - ⑤ 関係法令の遵守、利用者の利益の確保 等
  - ⑥ 既設局等への妨害排除

### 【比較審査項目】

- 要件審査基準への適合度合いから見て最も公共の福祉に寄与する者を認定

# 4-3 広帯域移動無線アクセスシステム事業者(全国バンド)決定までのプロセス

## 周波数割当計画の策定

電波監理審議会諮問・答申  
パブリックコメント募集

## 無線設備の技術基準の策定

情報通信審議会諮問・答申  
パブリックコメント募集

## 特定基地局の開設指針の策定

電波監理審議会諮問・答申  
パブリックコメント募集

## 開設指針及び申請受付期間の公示

官報掲載

## 認定申請の受付

申請期間: 1か月超

## 要件審査／比較審査

電波監理審議会諮問・答申

## 開設計画の認定

認定を受けた者のみが免許申請可能

## 免許申請の受付

## 要件審査 ※比較審査なし

電波監理審議会諮問・答申

## 予備免許／落成検査後に本免許

- 30MHzずつ最大2社に割当て
- 第三世代移動事業者は1/3未満の出資が可能
- 無線設備規則に規定する4つの技術方式が対象

### 【要件審査項目】

- 3年以内にサービス開始
- 5年以内に各管内のカバー率50%以上
- 電波の能率的な利用を確保するための技術の導入
- 開設計画の適切性、計画実施の確実性
  - ① 特定基地局の設置計画の合理性・妥当性
  - ② 技術的能力
  - ③ 財務的基礎(事業計画の妥当性、資金調達の確実性)
  - ④ 保守管理体制、障害時の対応体制
  - ⑤ 関係法令の遵守、利用者の利益の確保 等
- 混信の防止
- 電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与(MVNOへの無線設備の開放等) 等

### 【比較審査項目】

- 要件審査の基準により適合する者を認定

- 工事設計が技術基準に適合すること
- 周波数割当が可能であること
- 無線局(放送局を除く。)の開設の根本的基準に合致すること
  - ① 利用者の需要に適合するものであること
  - ② その局の運用による電気通信事業の実施について適切な計画を有し、かつ、当該計画を確実に実施するに足る能力を有すること
  - ③ 既設局等への妨害排除、伝搬障害を生ずる見込みのあるものでないこと
  - ④ 他の電気通信手段を使用する場合に比較して能率的かつ経済的であること
  - ⑤ その局が特定基地局であるときは、その局に係る開設指針の規定に基づくものであること。
  - ⑥ その他電気通信事業の健全な発達と円滑な運営とに寄与すること 等